

特定非営利活動法人 新町スポーツクラブ諸謝金・旅費支給基準

【諸謝金】

労務内容	支給対象者(労務者)	支出科目	単位	上限金額	源泉徴収税
実義指導・助言	スポーツ指導者・審判員・スポーツトレーナー等	諸謝金	回(2時間程度)	10,000円	10%(204条)
			時間	5,000円	
	元プロスポーツ選手・元日本代表経験者等の実技指導		回(2時間程度)	100,000円	
			時間	50,000円	
	指導補助者		回(2時間程度)	5,000円	
	講演(専門的テーマ等の講話)		講演者	回(2時間程度)	
講義(資料を使用して行う解説等)	講義講師	時間	12,000円		
事務処理・単純作業・データ分析等	事務処理員・会場整理等	日(8時間程度)	7,000円	<small>継続2ヶ月以内:185条丙日額表参照 (日額9,300円未満は税額0円、それ以上は日額表) 継続2ヶ月以上:185条乙月額表参照 (月額88,000円未満は税額3%、それ以上は月額表)</small>	
		時間	875円		
	データ等分析員(専門的知識を有する者)	日(8時間程度)	15,000円		
		時間	1,875円		
会議出席	会議等出席者 総合型クラブの理事・運営委員等	回(2時間程度)	5,000円	185条乙日額表参照	
スポーツ教室、大会等に係る行事運営 (移動日を除く)	大会役員・スタッフ			10,000円	
	スポーツクター・トレーナー	日(8時間相当)		15,000円	
	運営支援スタッフ(補助員)			7,000円	
	医師	半日(4時間相当)		25,000円	
	看護師		5,000円		
司会	アナウンサー(専門的能力を有する者)	回(2時間程度)	20,000円	10%(204条)	
通訳	国際交流事業	半日(4時間相当)	25,000円	10%(204条)	

【旅費】

支出科目	国内旅費 在勤地外(出発地と同一市町村外及び20km以上)の旅行に要する経費 在勤地内の旅費は原則支給しない	
旅 費	交通費 居住地～用務地間の駅・バス停等を起点・終点として算出	
	鉄 道 賃	次のア～エの合計額
		ア 旅客運賃
		イ 特別急行列車料金(当該列車乗車区間が片道65km以上の場合)
		ウ 新幹線特別急行列車料金(当該列車乗車区間が片道100km以上の場合) ※ 当該特別急行列車及び新幹線の乗車区間は合算できない
		エ 座席指定料金(当該列車乗車区間が片道100km以上の場合)
	航 空 賃	現に支払った旅客運賃(運賃の等級を二以上の階級に区分する航空機の場合は、最下位の級の運賃とする)
	車 賃	次のアまたはイのいずれかの額
		ア 現に支払った旅客運賃(タクシーについては、必要その他やむを得ない場合のみ対象)
		イ 旅行1kmにつき37円(道路通行料金、駐車場代を含む)を上限とする。※交通機関による旅行が困難な場合のみ支給
宿泊費	定額(1日につき10,000円を超えない額)	